

# 産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物又は  
水銀含有ばいじん等に係る収集運搬業  
(積替え又は保管を含まない) 変更届の手引き

令和3年4月

大阪府

## 〇はじめに

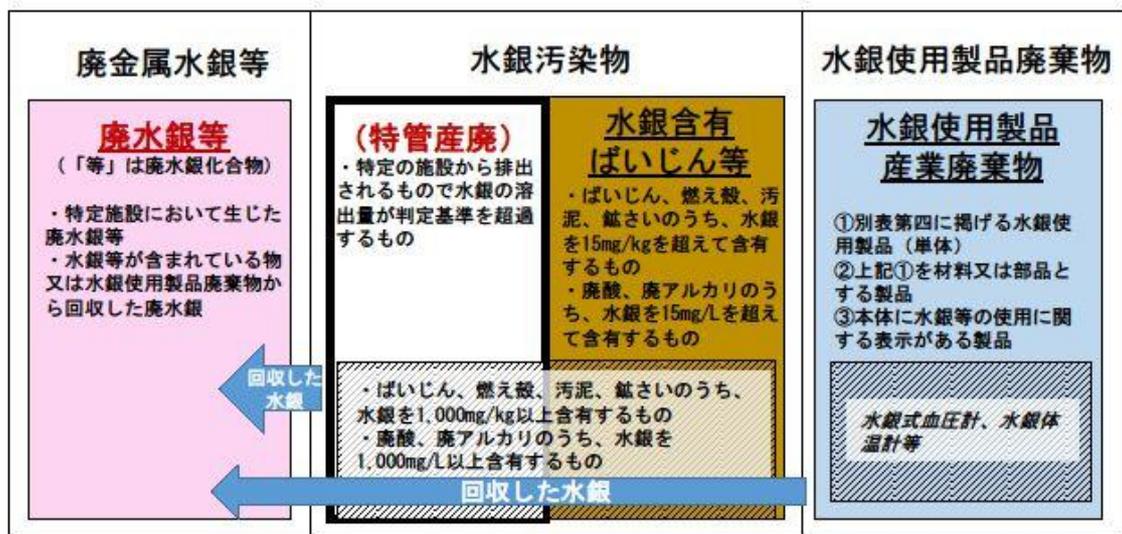
「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成 29 年 8 月 16 日に発効しました。

水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

廃棄物処理法においても、平成 29 年 10 月 1 日に施行されました。水銀廃棄物について新たな対応をお願いいたします。

## 〇廃棄物処理法施行令が改正されました

「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」に対して新たな規制が始まりました。



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正(平成27年)により新たに定義されたもの

水銀回収義務付け対象 斜体：例示

※「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」は産業廃棄物にあたります。

これまでの産業廃棄物の区分に変更はありませんが、金属くず、ガラスくず等のうち水銀使用製品産業廃棄物に該当するものは、「金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)」「ガラスくず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)」の様に表記しなければなりません。

同様に、ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さいのうち水銀含有ばいじん等に該当するものは、「ばいじん(水銀含有ばいじん等)」の様に表記しなければなりません。

# 1. 特別管理産業廃棄物の「廃水銀等」の対象物

種 類	具 体 例
<p style="text-align: center;">廃水銀等</p>	<p>① 次の<b>a</b>から<b>q</b>の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く)</p> <p><b>a</b> 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設</p> <p><b>b</b> 水銀使用製品の製造の用に供する施設</p> <p><b>c</b> 灯台の回転装置が備え付けられた施設</p> <p><b>d</b> 水銀を媒体とする測定機器(<b>水銀使用製品(水銀圧入法測定装置を除く。)</b>を除く。)を有する施設</p> <p><b>e</b> 国又は地方公共団体の試験研究機関</p> <p><b>f</b> 大学及びその附属試験研究機関</p> <p><b>g</b> 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所</p> <p><b>h</b> 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設</p> <p><b>i</b> 保健所</p> <p><b>j</b> 検疫所</p> <p><b>k</b> 動物検疫所</p> <p><b>l</b> 植物防疫所</p> <p><b>m</b> 家畜保健衛生所</p> <p><b>n</b> 検査業に属する施設</p> <p><b>o</b> 商品検査業に属する施設</p> <p><b>p</b> 臨床検査業に属する施設</p> <p><b>q</b> 犯罪鑑識施設</p> <p>② 水銀若しくは化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀</p> <p>(水銀含有ばいじん等、水銀を含む特別管理産業廃棄物等から回収した廃水銀又は水銀使用製品産業廃棄物から回収した廃水銀)</p>
<p>廃水銀等を処分するために処理したもの</p>	<p>上記①又は②に該当する廃水銀等を処分するために処理したものであって、環境省令で定める基準(水銀の精錬設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること)に適合しないもの</p>

※ゴシック太字部分は平成31年3月3日施行(追加)

## <廃水銀等に係る処理基準>

特別管理産業廃棄物の一般的な収集運搬の処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準が設けられています。

ア 必ず運搬容器に収納して収集又は運搬すること

イ 運搬容器の構造は、次のとおりとすること

- ①密閉できること
- ②収納しやすいこと
- ③損傷しにくいこと

## 2. 水銀使用製品産業廃棄物の対象物

区分①：水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分②：①の製品を材料又は部品として製造される水銀使用製品  
(表に×印のあるものに係るものを除く)

区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池		23	放電管(水銀が目視で確認できるものに限 り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを 含む。)を除く。)	×
2	空気亜鉛電池		24	水銀抵抗原器	
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認でき るもの)	×	25	差圧式流量計	
4	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電 極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	×	26	傾斜計	
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	27	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除 く)	×	28	周波数標準機	×
7	農薬		29	ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを 除く。)	
8	気圧計		30	容積形力計	
9	湿度計		31	滴下水銀電極	
10	液柱形圧力計		32	参照電極	
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のもの)	×	33	水銀等ガス発生器(内臓した水銀等を加熱 又は還元して気化するものに限る。)	
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のもの)	×	34	握力計	
13	真空計	×	35	医薬品	
14	ガラス製温度計		36	水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	37	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		38	塩化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		39	よう化第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		40	硝酸第一水銀の製剤	
19	顔料	×	41	硝酸第二水銀の製剤	
20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるもの)		42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	灯台の回転装置		43	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	水銀トリム・ヒール調整装置				

注)No. 19の顔料は、塗布されるものに限り×印に該当する。

### ＜水銀使用製品産業廃棄物に係る処理基準＞

産業廃棄物の一般的な収集運搬の処理基準に加え、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集又は運搬することと定められています。

## 3. 水銀含有ばいじん等の対象物

種 類	対 象
燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥	水銀 <sup>注)</sup> を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀 <sup>注)</sup> を15mg/Lを超えて含有するもの

注)水銀化合物に含まれる水銀を含む。

※水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは「水銀含有ばいじん等」には該当しない。

### ＜水銀含有ばいじん等に係る留意事項＞

産業廃棄物の一般的な収集運搬の処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、水銀含有ばいじん等に水銀が金属水銀として含まれる場合は、以下の基準が設けられています。

ア 蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を検討すること。

イ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

## ○業務上の義務

平成 29 年 10 月 1 日の廃棄物処理法施行令の改正に伴い、新たに追加された規定にご注意ください。

### ・委託契約

委託する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を委託契約書に記載すること。

### ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

収集・運搬を委託する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、排出事業者から受け取ったマニフェストにその数量が記載されていることを確認すること。

### ・帳簿の記載及び保存

収集若しくは運搬に係る産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

### ・処理基準

「水銀使用製品産業廃棄物」の収集又は運搬を行う場合には、破砕することのない方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

## ○許可の取り扱い

・P2、3の処理基準及び留意事項を満たしていれば、許可証に「含む」の表記がなくても、引き続き取り扱うことができます。

## ○許可証の書換えについて

・更新期限の到来を待たずして、許可証の書換えを希望する場合は、「含む」の場合は変更届、「除く」の場合は申出書を提出してください。(手数料不要)

・許可証への記載方法は、石綿含有産業廃棄物と同様に

「水銀使用製品産業廃棄物を 含む ・ 除く」

「水銀含有ばいじん等を 含む ・ 除く」 となります。

### ・許可証への記載を「含む」にする場合

(1) 水銀使用製品産業廃棄物

変更届出書に(第5面)、(第7面)と許可証の原本を添付して、2部提出してください。

(記入例 P.6、9、10、様式 P.12、15、16)

(2) 水銀含有ばいじん等

変更届出書、(第1面)、(第4面)、(第5面)、(第7面)と許可証の原本を添付して、2部提出してください。

(記入例 P.6～10、様式 P.12～16)

### ・許可証への記載を「除く」にする場合

申出書に許可証の原本を添付して、2部提出してください。

(記入例 P.11、様式 P.17)

※変更届又は申出書提出時は許可証の写しでも受け付けますが、新しい許可証の交付時には必ず返納してください。

## ○提出先

大阪府

環境農林水産部 循環型社会推進室  
産業廃棄物指導課  
処理業指導グループ

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16

咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 21階

☎ 06-6210-9564 (ダイヤル)

FAX 06-6210-9569

ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohai/ki/sanpai/>





事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

- ・〇〇〇〇で発生する水銀含有ばいじん等を排出者指定の処分業者に運搬する。
- ・水銀含有ばいじん等は、排出事業者との委託契約により、それらが含まれる旨を明らかにし、適正に収集運搬する。
- ・適正な処理のため、法に基づく処理基準を遵守する。

水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は、特別管理産業廃棄物に該当しないことが分かるよう、廃棄物の性状や排出事業場、処分場の場所を具体的に記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	ばいじん(水銀含有ばいじん等)	1t/月	〇〇〇〇	株式会社△△△ 大阪府××市 □□区〇〇町 一丁目2番3号		株式会社×××× 大阪府〇〇市△△区 □□町二丁目3番4号
	水銀含有ばいじん等として収集運搬する廃棄物について、必要とする廃棄物の種類をすべて記載してください。		収集運搬する廃棄物がどのようなものなのか、具体的に記載してください。			
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

○ 車両毎の用途

(例)

バンで運搬・・・・・・・・・・「ばいじん」

- ・水銀含有ばいじん等については、水銀の飛散流出防止措置、混合防止措置、高温防止措置などを取る必要があります。
- ・上記の措置が取れる車両を記載してください。
- ・車検証の備考欄に「土砂等以外のもとのする」と記載されている車両で「がれき類」、「鉱さい」、「石炭がら」及び「砂利(砂及び玉石を含む)又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理したもの」を運搬することはできません。

○ 収集運搬業務を行う時間

(例) 営業日：月～土曜日(8:00～16:00)

休業日：日曜日及び祝祭日

- ・「役員」の欄には、役員の人数を記載してください(監査役も役員です)。
- ・役員や使用人、その他の職種を同一の方が兼ねている場合は、( )書きで、その人数を記載してください。

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	0人	0人	3人 (1人)	0人	0人	8人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

○ 飛散流出防止措置

水銀使用製品産業廃棄物(〇〇〇〇)は△△△△の方法により、破碎することのない措置を講じた運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・上記の〇〇〇〇には具体的な製品名、△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

水銀含有ばいじん等は、△△△△という運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・水銀含有ばいじん等は、運搬中に水銀が揮発しないよう、密閉容器に入れ高温にさらされない措置を取り、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。

運搬容器等の名称		用途	水銀使用製品(〇〇〇〇)
<div data-bbox="651 367 1323 450" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     運搬過程において水銀使用製品が破損することのない容器を使用してください。                 </div> <div data-bbox="445 616 571 647" style="margin-top: 100px;">                     注意事項                 </div> <div data-bbox="534 651 1050 683" style="margin-left: 40px;">                     ・容器等の全体が写るように撮影すること。                 </div> <div data-bbox="946 1050 1007 1081" style="float: right; margin-top: 100px;">                     撮影                 </div> <div data-bbox="1078 1050 1406 1081" style="float: right; margin-top: 100px;">                     令和〇〇年□□月△△日                 </div>			

運搬容器等の名称		用途	ばいじん
<div data-bbox="738 1256 1410 1339" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     運搬過程において水銀が揮発・漏洩することのない容器を使用してください。                 </div> <div data-bbox="445 1547 571 1579" style="margin-top: 100px;">                     注意事項                 </div> <div data-bbox="534 1583 1114 1615" style="margin-left: 40px;">                     ・容器等の全体が写るように撮影すること。                 </div> <div data-bbox="946 2013 1007 2045" style="float: right; margin-top: 100px;">                     撮影                 </div> <div data-bbox="1078 2013 1406 2045" style="float: right; margin-top: 100px;">                     令和〇〇年□□月△△日                 </div>			

申 出 書

令和〇〇年△△月××日

大阪府知事 様

申出者 住所 〒 540-0012  
大阪市中央区大手前2丁目1番7号  
(住所又は法人にあっては主たる事務所の所在地)  
氏名 株式会社 大手前環境  
代表取締役 大手 一郎  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）に基づき、取り扱う産業廃棄物における水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無を明確にすることが必要となったことから、下記のとおり許可証の書換えを受けたので、関係書類等を添えて申し出をします。

申出を行う産業廃棄物 処理業の区分	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含まない）
申出に係る産業廃棄物 処理業の許可番号	第 02700▲▲▲▲▲▲▲▲ 号
申出の内容	収集運搬を行う産業廃棄物の種類に <input type="checkbox"/> 「水銀使用製品産業廃棄物を除く。」 <input type="checkbox"/> 「水銀含有ばいじん等を除く。」 を記載。
添付書類 ※	・ 許可証

・必要な項目にチェックを入れてください。  
・いずれかの「含む」の記載を希望する場合は、変更届にもう一方が「除く」旨を記載してください。

※許可証は申出書提出時は写しでも可。

ただし、書換えた許可証の交付時は現在の許可証を提出してください。

# 産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更

年 月 日

殿

届出者(〒 - )

住所.....

氏名.....

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号.....

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用 変更 する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から**10日**(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、**30日**)以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			
			撮影 年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			
			撮影 年 月 日

申 出 書

年 月 日

様

申出者 住所

(住所又は法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）に基づき、取り扱う産業廃棄物における水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無を明確にすることが必要となったことから、下記のとおり許可証の書換えを受けたので、関係書類等を添えて申し出をします。

申出を行う産業廃棄物 処理業の区分	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含まない）
申出に係る産業廃棄物 処理業の許可番号	第 号
申出の内容	収集運搬を行う産業廃棄物の種類に <input type="checkbox"/> 「水銀使用製品産業廃棄物を除く。」 <input type="checkbox"/> 「水銀含有ばいじん等を除く。」 を記載。
添付書類 ※	・ 許可証

※許可証は申出書提出時は写しでも可。

ただし、書換えた許可証の交付時は現在の許可証を提出してください。

